

午前10時開会

○烏野隆生議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○高井哲也事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○烏野隆生議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から12番宇野議員、15番井舎議員を指名します。

○烏野隆生議長

これより日程に入ります。

各常任委員会に付託しておりました議案の審査がそれぞれ終了した旨の報告がありましたので、この際、各議案を議題に供し、関係各委員長の報告を求め、本会議における審議を続行します。

まず、日程第1、議案第88号岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、事業常任委員長の報告を求めます。来原委員長。

(来原佳一委員長登壇)

○18番 来原佳一議員

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案のうち、議案第88号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月16日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○烏野隆生議長

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、中井議員。

(23番 中井良介議員登壇)

○23番 中井良介議員

発言のお許しを頂きましたので、日本共産党議員団を代表して、議案第88号に対する反対討論を行います。

この議案は、岸和田市の上水道事業を大阪府広域水道企業団に統合することで、岸和田市の上水道という市民にとってなくてはならない重要な公の施設を廃止するものです。もちろん市民にとって上水道がなくなるわけではありませんが、岸和田市の手を離れることとなります。そして、この後上程されます議案第89号は、上水道事業がなくなった後、残された下水道事業の扱いなどを定め、議案第90号は上水道事業会計の規定などを削除するものであり、議案第95号は上水道職員の給与条例の廃止などを規定するものです。以上、議案第88号を中心とする関連4議案に対し、一括して討論を行います。

岸和田市の上水道事業が企業団に統合することについては、今年6月の第2回定例市議会で既に議決されています。しかし、今挙げましたように、4つの議案において、次々と岸和田市の条例から上水道についての規定が削除されます。このことは上水道事業に対する市と、とりわけ議会の関与は大変弱くなってしまおうでしょう。それは市民の声が届かなくなることでもあります。

2019年に水道法が改正され、水道事業に

民間企業の参入がさらに容易となりました。府内自治体の水道事業の統合が今後さらに進めば、水道民営化への警戒がより必要になると申し上げ、反対討論とします。議員各位の御賛同をお願いします。御清聴ありがとうございました。

**○烏野隆生議長**

次に、高比良議員。

(4番 高比良正明議員登壇)

**○4番 高比良正明議員**

おはようございます。にじの会の高比良正明です。本案について賛成討論をいたします。

まず、これまでも議会で発言してきたように、命の水に対して自主水源率を上げることなく、本市自治の及ばぬ大阪府に任せってしまうような大阪広域水道企業団への統合に私は反対しています。しかしながら、当初の10市から和泉市なども含めた他市はどんどんと抜けていきながらも、今年11月28日に本市を含む八尾市、富田林市、柏原市、高石市の5団体は、企業団と水道事業の統合に関する基本協定を締結してしまった後、本条例改正案は企業団統合に伴って必要な規定の整備を行うものとして上程されています。

委員会でも議論したように、本議案が否決となった場合、上水道事業が企業団へと抜けた後、下水道事業単独で市長部局から独立した組織として残され、職員に対する人事労務管理、出納など、現場業務が規模の小さな下水道部門のみ独立して行われ、非効率となります。これらを人事課や会計課で集約し、市として一体化した業務を行うため、現状の上水道も含んだ全部適用ではなく、一部適用への改正については、その必要性を認め、致し方なく賛成するものです。決して上水道事業を企業団に統合することを是認したわけではないこと、また、

本案が通過すると、後に付随する議案審議もありますが、同様の考えだとお伝えして、討論を終わります。

**○烏野隆生議長**

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。

この採決は記名投票をもって行います。

なお、本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要な特別多数議決が適用されます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**○烏野隆生議長**

ただいまの出席議員は、議長を含め24人です。その3分の2は16人です。

なお、この特別多数議決は、私、議長も表決権を行使することとされておりまして、御了承をお願いします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

**○烏野隆生議長**

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**○烏野隆生議長**

異状なしと認めます。

殿本議員より、登壇して投票することが困難であることを理由に、代理投票の申出がありましたので、これを認めます。

投票補助者に奥田議会事務局総務課長を指名します。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票用紙には一切記入せず、本件を可とすることに賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(高井哲也事務局長点呼、各議員投票)

- 1 番 橘川 亜紀議員
- 2 番 藤原 豊和議員
- 3 番 中岡 佐織議員
- 4 番 高比良 正明議員
- 5 番 河合 達雄議員
- 6 番 海老原 友子議員
- 7 番 昼馬 光一議員
- 8 番 倉田 賢一郎議員
- 9 番 田中 市子議員
- 11 番 反甫 旭議員
- 12 番 宇野 真悟議員
- 14 番 南加代子議員
- 15 番 井舎 英生議員
- 16 番 友永 修議員
- 17 番 西田 武史議員
- 18 番 栞原 佳一議員
- 19 番 岩崎 雅秋議員
- 20 番 米田 貴志議員
- 21 番 京西 且哲議員
- 22 番 松本 妙子議員
- 23 番 中井 良介議員
- 24 番 岸田 厚議員
- 10 番 殿本 マリ子議員
- 13 番 烏野 隆生議員

#### ○烏野隆生議長

私はこの席から投票します。

(議長議長席から投票)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

#### ○烏野隆生議長

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩崎議員及び昼馬議員を指名します。

よって、両議員の立会いをお願いします。

(開 票)

#### ○烏野隆生議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数 24票

これは、先ほどの議長を含む出席議員に符合しています。

そのうち、

賛 成 20票

反 対 4 票

-----  
賛成(白票) 20票

1 番 橘川 亜紀

2 番 藤原 豊和

3 番 中岡 佐織

4 番 高比良 正明

5 番 河合 達雄

7 番 昼馬 光一

8 番 倉田 賢一郎

10 番 殿本 マリ子

11 番 反甫 旭

12 番 宇野 真悟

13 番 烏野 隆生

14 番 南 加代子

15 番 井舎 英生

16 番 友永 修

17 番 西田 武史

18 番 栞原 佳一

19 番 岩崎 雅秋

20 番 米田 貴志

21 番 京西 且哲

22番 松本 妙子

反対（青票） 4票

6番 海老原 友子

9番 田中 市子

23番 中井 良介

24番 岸田 厚

本件の可決に必要な数は16票です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいまより議席に残っております票を回収しますので、しばらくお待ちください。

（投票用紙回収）

#### ○烏野隆生議長

次に、日程第2、議案第87号、日程第3、議案第91号から日程第6、議案第94号までの4件、日程第7、議案第96号、日程第8、議案第98号から日程第10、議案第100号までの3件及び日程第11、議案第103号を合わせた、以上10件を一括議題とします。

本各件について、まず、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

（西田武史委員長登壇）

#### ○17番 西田武史議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第87号、議案第91号及び議案第103号の以上3件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月17日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

#### ○烏野隆生議長

次に、文教民生常任委員長の報告を求め

ます。殿本委員長は自席からお願いいたします。

#### ○10番 殿本マリ子議員

御指名によりまして、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第92号、議案第93号及び議案第100号の以上3件でありまして、去る12月13日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

#### ○烏野隆生議長

次に、事業常任委員長からの報告を求めます。糸原委員長。

（糸原佳一委員長登壇）

#### ○18番 糸原佳一議員

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案のうち、議案第94号及び議案第96号の2件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月16日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

#### ○烏野隆生議長

次に、予算常任委員長の報告を求めます。米田委員長。

（米田貴志委員長登壇）

#### ○20番 米田貴志議員

御指名によりまして、予算常任委員会における付託議案のうち、議案第98号及び議

案第99号の2件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

昨日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第でございます。

以上、誠に簡単ではありますが、予算常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

ただいまの各委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより、議案第87号、議案第91号から議案第94号までの4件、議案第96号、議案第98号から議案第100号までの3件及び議案第103号を合わせた、以上10件を一括採決します。

本各件について、各委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本各件について、各委員長の報告のとおり、原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第12、議案第89号岸和田市事務分掌条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

**○17番 西田武史議員**

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第89号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月17日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告とさせていただきます。

**○烏野隆生議長**

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

井舎議員。

(15番 井舎英生議員登壇)

**○15番 井舎英生議員**

無所属フォーラムを代表いたしまして、議案第89号に対して反対討論を行います。

この議案は組織機構の変更ですが、今回新たに市民センター課を設置し、今まで課長級の待遇であった5か所の市民センター長を担当長に格下げする行為であります。これは、地域自治、地域コミュニティー重視の流れに反するものであると考えます。

今後もDX化、デジタル化の推進に伴い、市民センターのサービスメニューの拡充を図る上で、市民センター長はこれまでどおり課長級の待遇とすべきであり、市民センター課の設置に反対いたします。

あわせて、デジタル化、DX化の推進のために、IT推進課は総務部ではなく総合

政策部に移管し、戦略的部門としての位置づけを強化すべきであります。

また、今後、本市では市立認定こども園の設置が計画されているが、認定こども園における幼児教育の充実は教育委員会の責任と考えます。子ども・子育て施策を一本化して、強力に推進する組織とするためには、子ども家庭応援部は教育委員会にあるべきであると考えます。

よって、本議案第89号に対して反対いたします。御清聴ありがとうございました。

**○烏野隆生議長**

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、殿本議員においては挙手にて表決します。また、着席の議員は本件に反対とみなします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○烏野隆生議長**

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第13、議案第90号、日程第14、議案第95号及び日程第15、議案第97号の3件を一括議題とします。

本各件について、まず、総務常任委員長の報告を求めます。西田委員長。

(西田武史委員長登壇)

**○17番 西田武史議員**

御指名によりまして、総務常任委員会に

おける付託議案のうち、議案第90号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月17日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付しております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告とさせていただきます。

**○烏野隆生議長**

次に、事業常任委員長の報告を求めます。来原委員長。

(来原佳一委員長登壇)

**○18番 来原佳一議員**

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案のうち、議案第95号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る12月16日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

次に、予算常任委員長の報告を求めます。米田委員長。

(米田貴志委員長登壇)

**○20番 米田貴志議員**

御指名によりまして、予算常任委員会における付託議案のうち、議案第97号の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

昨日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、予算常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

**○烏野隆生議長**

ただいまの各委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、海老原議員。

（6番 海老原友子議員登壇）

**○6番 海老原友子議員**

日本共産党の海老原友子です。議長より発言の許可を頂きましたので、討論に参加します。

日本共産党議員団を代表して、議案第97号令和6年度岸和田市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

補正予算には多岐にわたっての事業名が挙げられています。その中に、大阪・関西万博開催に関連した推進事業や催事出展費、児童生徒無料招待バス借り上げなどが盛り込まれています。万博会場は、かつてガス爆発が起き、今後も起こらないという保証もない危険な場所であること、遠足の下見も十分できない状態で、子供たちを安全に連れて行くことはできないという教職員の声、また、子供を連れて行かないでという保護者の声も聞いています。

教育委員会にあっては、子供たちに万博に行く権利を保障したいという思いの中、苦慮されていることは重々理解できることではあります。この無料招待のバスの借り上げに充てられている9200万円という予算は、バス413台を見積もっているものです。現実問題として、そんなバスの借り上げができるかどうか疑問に思うところであります。

す。

また、学校給食調理業務委託の補正予算は、3校の委託更新と、新たに委託校を1校増やすというものです。単に財政効果のための合理化という目的で、調理員の退職者不補充で学校給食の民営化がどんどん進められているわけですが、公表されている効果とは大きく乖離しています。

例えば、4人の調理員で学校給食を運営しているところがあって、その1人が退職するとします。すると、その学校は民間委託ということになるわけです。1人の退職者に対して、新たに調理員を補充していただければ、その学校給食、今までその学校で培われていた技術や、細かいいろいろな子供たちへの配慮とかが受け継がれるわけですが、民間委託になると、そういう引継ぎができるのかどうか懸念されます。

もちろん、民間委託で給食が作られているところでも、朝早くから子供たちのために頑張っていたところは承知しているところですが、例えば、学校の給食の具材で、カレーのエンジンをハート型にしたり星型にしたりして、子供たちが喜んでくれたというような話も聞きます。子供たちの顔を思い浮かべながら給食を作っている調理員の方々の御苦勞には本当に感謝するところであります。

合理化という名の下にどんどん民間委託が進められることに懸念しているところでもあります。目の前のコスト削減ではなく、調理員の退職者に対し、不補充を改め、新しく若い調理員を採用していただくことを求めるものです。

以上を申し上げ、一般会計補正予算に反対します。議員の皆様の御賛同をよろしくお願いします。

**○烏野隆生議長**

次に、高比良議員。

(4番 高比良正明議員登壇)

#### ○4番 高比良正明議員

高比良正明です。

議案第97号の令和6年度岸和田市一般会計補正予算についてですが、本議案は一括議案となっておりますし、昼馬議員や私が9月議会で質問した斎場の炉が故障した問題で、市外斎場を利用する市民に対して、来年より利用料金の差額を補填するという予算も含まれておりますので、全体とすれば賛成しますが、うち2点については反対であることも説明いたします。

1つは、先ほどの海老原議員と同じです。2つとも同じなんですけれども。大阪・関西万博児童生徒無料招待バスの借り上げです。これについては、ほぼ企業等への押売分しか入場券が売れていない失敗万博会場自体の危険性以外に、バスが準備できる当てがないことを指摘します。

他市でも同じことが言われていますが、バス業者は円安による外国人観光客で既に貸切り予約がほぼ満車となっており、直前にならなければ空きがあるか不明と回答していると聞いています。必要台数についても、先ほど海老原議員が指摘した413台は、多少融通してといった規模でもないため、決算では使われなかった不用額となると見込まれるような予算でもあり、その部分は反対です。

2点目に、これも同じですが、学校給食調理業務委託で、浜・八木北・城東小学校に加えて城内小学校を増やしていますが、これは食育の充実とは正反対のコストカットのみを主眼とした施策です。例えば和泉市では、全ての小中学校において各学校で調理場を持つ自校単独調理場方式を採用しています。その歴史は古く、市制がしかれた1956年より前の、国が学校給食法で給食を提供しようとした1954年よりも前から開

始されており、大阪府下の中学校では和泉市立和泉中学校が最古と言われる歴史と伝統があります。

泉大津市では、私が健康オタクと言う南出賢一市長が、毎月2回、発酵食品やオーガニック食材を使用し、旬の食材や伝統的な行事食など、季節を感じる事ができる、いつもより特別な給食として、ときめき給食が2022年より始まっていますし、農地が数%しかないので、2023年から北海道から九州までの農家と農業連携協定を結び、質の高い米を直接購入し、体によりよい栄養価やうまみを残した特別な金芽米加工をして給食に提供しており、来年より中学校はデリバリーから自校調理方式へと変更します。

また、物価高騰でも2015年から給食費は変わらず、上昇分は市が負担しております。私たちにじの会としても、岸和田市立小学校において、本市内で生産され、農薬や化学肥料を通常の半分以下に抑えて作られたエコ農業米の給食をおいしく試食してきましたが、他市と比べると、まだ改善の余地があると考えているところ、業務委託の拡大は逆に後退とも感じております。

さらに、昨日の予算常任委員会でも中井委員の質問に対し、入札業者は1者しか入っていないとの答弁がありました。これは、見ようによっては合法的談合にも見えてしまうことから、委託を進める予算を含めた2点は反対ですが、それ以外の予算もありますので、賛成といたします。

#### ○烏野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより議案第90号、議案第95号及び議



案第97号の3件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。  
なお、殿本議員においては挙手にて表決します。また、着席の議員は本各件に反対とみなします。

本各件について、委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本各件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○烏野隆生議長**

起立多数です。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第16、議案第104号令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第6号）を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。波積副市長。

(波積大樹副市長登壇)

**○波積大樹副市長**

上程いたされました議案第104号につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

議案第104号の令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億7189万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ909億7910万7000円に補正しようとするものであります。

食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響を受けた低所得世帯の負担軽減を図るため、歳出予算には、3款民生費に物価高騰重点支援給付金支給事業を、歳入予算には国庫支出金を追加計上するものであります。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○烏野隆生議長**

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありますか。西田議員。

**○17番 西田武史議員**

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第104号につきましては、委員会付託を省略し、本会議にて即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

ただいまお聞きのとおり、西田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。

本件は原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第17、議案第101号及び日程第18、議案第102号の2件、いずれも人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについてを一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。波積副市長。

(波積大樹副市長登壇)

#### ○波積大樹副市長

上程いたされました議案第101号及び議案第102号の2件の人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の野口泰宏氏、石川将之氏が令和7年6月30日に任期満了となり、大阪法務局長から後任委員の推薦依頼がありましたので、議案第101号につきましては野口泰宏氏の再任と、議案第102号につきましては小林栄一氏を新たに推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。反甫議員。

#### ○11番 反甫旭議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第101号及び議案第102号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、反甫議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

宇野議員。

(12番 宇野真悟議員登壇)

#### ○12番 宇野真悟議員

無所属フォーラム会派を代表して、議案第101号及び議案第102号に対して討論を行います。

人権擁護委員候補者推薦に関する議案でございますが、人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のために速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職であり、岸和田市においては14名の方々が活動されております。そして、今回のお2人についても反対するものではありません。

しかし、永野市長に関する11月28日の報道以降の対応、そしてその後の12月3日、12月9日の市長の議会での対応を鑑み、このまま市長が出した人権擁護委員に賛成することは、誤ったメッセージを発信することとなると考えます。よって、議案第101号及び議案第102号に対して反対します。

なお、市民生活を鑑み、予算や議案に対応してまいりましたが、市政を停滞、混乱させている永野市長には速やかに辞職して

いただきたいと考えておりましたが、本日まで辞職されていないことは残念です。

**○烏野隆生議長**

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○烏野隆生議長**

討論なしと認めます。

これより、議案第101号及び議案第102号の2件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、殿本議員においては挙手にて表決します。また、着席の議員は本各件に反対とみなします。

お諮りします。本各件について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○烏野隆生議長**

起立多数です。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

**○烏野隆生議長**

次に、日程第19、市議案第3号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩崎議員。

(19番 岩崎雅秋議員登壇)

**○19番 岩崎雅秋議員**

ただいま上程されました市議案第3号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

永野耕平岸和田市長に対する不信任決議

11月28日に、女性との性的関係を巡る訴訟で和解したとの報道があった。「解決金500万円の支払いと市長が女性に謝罪する」という内容であり、大阪地裁は、

「原告の雇用関係を左右し得る優越的な立場で、社会的な上下関係が自ずと形成されていたと認めるのが相当。被告は公人で、配偶者もいることを考慮すると非難を免れない」との所見を示された。議会としても事実確認をするため、12月3日に全員協議会を開き市長に出席を求めた。そして、各議員より訴訟内容等について説明を求めるも「秘匿」を繰り返し、説明責任を果たすことは無かった。その後も、各報道機関に対し「自分に非はなく辞職する気はない」などの主張を繰り返していた。しかし、所属政党の綱紀委員会では一転して、不倫関係にあったことを認めた。市民の代表である議会に対し説明を怠りながら、所属政党には説明するという、市長という公人にあるまじき行為である。そんな状況下、議会としても、市長が出席しての定例会を進めるわけにはいかず、市長欠席での審議となった。異例中の異例である。庁舎前などでは、市長辞職を求める市民からの声が連日あげられており、まさに岸和田市は、大混乱の異常事態であると言わざるを得ない。その混乱を招いた市長の責任は重大である。

過去にも、岸和田市に混乱を招く市政運営が繰り返された。例えば、新庁舎建設にかかるものである。新庁舎建設については、令和2年のプロポーザル方式での事業者選定で、入札参加事業者3社のうち突然2社を失格とした。それを不服とした外部からの選定委員4名が辞するという前代未聞の出来事が起こり、これまで計画に沿って進めてきた事業の時間と経費が無駄になるなど、庁舎建設を巡り、岸和田市を大混乱させた市長の責任は重大である。

また、教育委員会が計画している、小

中学校の適正規模・適正配置事業においても混乱を招いた。この事業は、賛否が大きく分かれており、いまだ進展しているとは言えない状況が続いている。そんな状況下、令和5年の新年互礼会において、「山手の新たなところで、新たな小中一貫校を整備する。既存の学校はいったん閉校にしない。子どもたちや保護者が学校を選べるようにする。」という旨の発言を突然したことから、教育委員会や対象となっている地域だけでなく市議会及び関係機関にも大混乱を招いた。そして、いまだ整備の目途もたっておらず、時間と経費だけが費やされている。この責任も重大である。

このように、市長の市政運営は、何度も大混乱が繰り返されてきており、このまま市政運営を任せることはできない。即刻、退陣することを求める。

本市議会は、永野耕平岸和田市長を信任しない。

以上、決議する。

令和6年12月20日

岸和田市議会

以上、議員各位の満場の御賛同をお願いし、市議案第3号の提案理由の説明といたします。

#### ○烏野隆生議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。質疑はありませんか。松本議員。

#### ○22番 松本妙子議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第3号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されることを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

ただいまお聞きのとおり、松本議員から

委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、橘川議員。

(1番 橘川亜紀議員登壇)

#### ○1番 橘川亜紀議員

大阪維新の会を代表いたしまして、市議案第3号永野耕平岸和田市長に対する不信任決議につきまして、反対の立場で討論に参加させていただきます。

今回の問題は、市長の不貞行為によって市民の皆様に大きな不安を与え、市政を混乱させ、岸和田市の信頼を大きく損なう結果となっております。本来であれば、市長自らが責任を認め、この混乱を収束するために、迅速かつ真摯に対応するべきでありました。

先日の会議において、家族を守れない人が市民を守れるのかという厳しい声が寄せられました。この指摘には、多くの市民の皆様が抱かれております疑問や不満が反映されているように思います。そして、その背後には、市民からの市長には自ら責任を取ってもらいたい、そういった声があることを私達も十分理解しております。市長

には、公人としての責任を深く自覚し、自らの行動がもたらした結果について真摯に向き合い、市民への明確な説明と行動を示していただきたいと強く願っているところです。

しかし、十分な議論が尽くされていない中で不信案の採択は、市政の停滞やさらなる混乱を招く可能性があることも否定できません。例えば、12月3日に行われた全員協議会では、議会への説明責任を果たしていないという声が多く上がる一方で、問題の真相を冷静に究明し、建設的な議論を行う姿勢が十分であったとは言い難い状況でありました。一部の発言が、市長を非難し、辞職を迫るだけのパフォーマンスと取られかねない内容であったとも感じております。

また、一部の報道が問題を過度にセンセーショナルに伝えた結果、複数人での性加害など、現時点では未確認の事実を含む内容が、あたかも事実であるような印象を市民に与えた可能性も否定はできません。

議会の役割は、市政を前進させ、市民の利益を最大限に守ることにあります。不信案が採択され、市政がさらなる混乱に陥ることや、市民に負担を与える、そういった結果になることは何としても避けなければなりません。

市長には、公人としての責任を重く受け止め、この混乱を収束させるための具体的な行動を示していただきたいと強く求めます。同時に、議会といたしましても、市政の安定を守り、市民の利益を最優先に考える責任を果たすべきです。不信案という手段が本当に最適であるのか、その影響を十分に考慮し、冷静で慎重な判断を下す必要がございます。

私たちは、岸和田市をよりよいまちにしたいと、そういった強い思いを持っており

ます。この議会が感情的な議論に流されることなく、市民への影響を最小限に抑え、信頼回復のための責務を果たしていくことが今後の岸和田市政にとって必要不可欠であると考えます。

議員各位におかれまして、この討論の趣旨を御理解いただきまして、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、大阪維新の会を代表いたしましての反対討論を終えます。御清聴ありがとうございました。（傍聴席で発言する者あり）

#### ○烏野隆生議長

傍聴人は静粛にしてください。

次に、高比良議員。

（4番 高比良正明議員登壇）

#### ○4番 高比良正明議員

高比良正明です。不信決議に対する反対理由を説明します。

まず、永野氏は自身の責任であるにもかかわらず辞職しておらず、議会が判断しなければならないようになってきていること自体が問題であり、私は永野氏を岸和田市役所から追放すべきだと考えています。その点は本決議に賛成の議員と同じ意見です。それならば、なぜ「永野市政を正す」を掲げ、最も厳しく永野氏を追及してきた私が反対するのか、一言で言えば、現時点では永野氏に勝てる市長候補者が見当たらず、その用意ができたときにこそ不信決議を全議員で決議すべきで、今は準備不足であるとの、感情論ではなく合理的な考えからです。理由を7点述べます。

1番、事件の全貌が明らかになっていないこと。

永野氏の女性問題は、12月3日の全員協議会、12月9日の本会議で審議されたことになっています。しかし、そこで事実解明の質問をしたのは、私と河合議員以外にはおらず、ほかの議員は辞めろと絶叫した

けでした。解決金を500万円支払ったなど、和解調書内容は事実としても、刑事問題はまた別と永野氏は説明しており、それについても不起訴理由が白の嫌疑なしか、それ以外か不明で、民事事件ともに内容が不明なままです。

2番、市民の怒りが沸点に達したとは言えないこと。

市民の怒りがあることは十分承知しておりますが、市民の武器であるリコールや市役所前でのハンガー・ストライキなど、継続的に1人でもできる抗議の動きもなく、市民から推される市長候補も見えません。直接市長に怒りを届けられる市長タウンミーティングでも、12月1日の市立公民館には2名で、延期となりましたが、12月14日の山直市民センターでの参加予定人数は7名と少なく、市民の怒りで中止するような状況にありませんでしたし、これまで市内の各種市民団体からも永野氏へ辞任を求める声明は出ていません。

また、今議会を含め、これまでの議会や委員会でも5人以上の傍聴者がいることもほぼなく、毎議会、市政報告をお届けしている私ですら、市民に知られていないと実感することが多く、通常の議会への市民の関心自体が低いこともうかがわれ、この無関心もこれまでの市庁舎建設や学校統廃合の問題を生んだとも言えます。市民の怒りが一過性のものであるならば、議会も同様に反射的な瞬間湯沸器的でなく、冷静に熟慮する必要があると考えますし、永野事件をせっかく民主主義について市民と共に考える機会とするならば、本決議は議会だけのお任せ民主主義で処理されてしまうので、機会の損失となります。

3番、選挙費用の問題。

選挙費用は、2023年市議会議員選挙で約7000万円、2022年市長選挙で約4500万円か

かっています。今回、既に永野氏は12月25日に議会を解散し、自らも辞職して、市長、議会のダブル選挙を令和7年2月2日に行うと宣言しています。議会は選挙を受けて立ちますが、オール岸和田市長候補はいまだに決定できておらず、永野氏再当選の可能性が低くありません。永野氏再当選でも2025年2月までの任期は変わらず、約1年後に、再度市長選挙が行われるので、さきに示したように、1億円以上もの税金は不必要に支出され、それによってさらに住民サービスが遅れることにもなります。

それは、例えば学校なども含めた施設の統廃合が進む可能性です。和泉市では、小中一貫校が来年開校予定までで2校設置され、既に10校まで予定されています。それによって教育レベルが上がるのは確実視されていますので、それが市民に広まれば、無駄な選挙費用をかけているから岸和田市は取り残されていると言われかねないし、永野氏再当選となれば、市や市民の評価も下がり、それによる市民や企業の流出も進み、後の歴史の評価では、1億円以上かかることが分かっている不信任決議をしたのは民主主義のコストなので仕方がないとはならないでしょう。

4番、永野長期政権への道を本決議は開いてしまうこと。

本不信任決議は、何度でも永遠に出し続けられる制度であり、永野氏がゾンビ復活すれば、議会は再び本決議を、再当選しなくなるまで出し続けられます。しかし、市民は2度目の選挙となれば、いつまで選挙を続けるのかと、その怒りは議会へと向けられるでしょう。また、ゾンビ復活した永野氏は、民意を得た、みそぎは済んだと、晴れて無罪放免となってしまいますし、昨日の幹事長会議で、再当選してくればどう扱うんですかと問うと、誰も、再度不信任

決議を出すとも、今のように議場に呼ばないとも言わず、民意だとあきれられる答えでした。つまり、永野氏再当選で、問題は何もなかったことにするというのが議会の総意となっています。

永野氏は児童福祉施設などの家業があり、少なくない固定票を持っています。昨今、投票率が下がっていますが、ダブル選挙でも多くの市民がばかばかしいと投票に行かないとも予想されます。市民の怒りについては、初めに申し上げましたが、投票率が直近の市長選挙で28.27%、市議会議員選挙は38.64%であり、これにより大きく上がるほどのものなら、既に庁舎や永野氏の家の前に黒山の抗議の人ばかりができていてもおかしくないはずですが、そうはなっていません。現時点でのピンチをチャンスに変えて、永野氏が再当選すれば、次回以降の市長選挙の対抗馬は、そんな逆境にも勝つ永野氏への挑戦となり、数千万円とも言われる市長選挙費用と人生をかけるにはハードルが高くなってしまふことで、永野氏が自分で退くまで長期間永野市政が続く可能性も出てきますし、その引き金となった本決議は愚行だったと、岸和田市史にも汚名を残すでしょう。

各議員に不信任決議しかないと言われ、市民の声は少なくないと言われ、12月3日、12月9日、そして今日も多くの方々が傍聴に来られています。しかし、辞めさせろと言っている方々は、永野氏の再当選があり得ると理解しているのでしょうか。何度でも永野氏を追放できるまでどんな犠牲を払ってでもやると言っていて、市民の皆さんは議会を支え続けてくれるのでしょうか。そうではない以上、1回の選挙で永野氏に勝てる候補者が育つまで待つべきだと申し上げています。

5番、ネットのデマによる影響。

本件内容は、あまりにも解明されていない部分が多く、陰謀論をつくりやすい状況にあります。既に永野氏を擁護するような単なる痴話げんかと読める説明が全議員に配達されていたり、ネットでも流布されています。不信任決議が通れば、兵庫県知事選挙同様、全国ニュースになり、ネットでも多く取り上げられますし、そこでは自分のページを見てもらうために過激な題名でデマを流布する者も出現します。そうなれば、それを信じる市民も出てきますので、市民の分断を生みます。兵庫県でいまだに県政が進められないように、本市でも選挙後に問題は残り続けるでしょう。そんな市民の分断を、ネットで注目されている今、あえて呼び込む必要はありませんので、時期をずらすべきと考えています。

6番、選挙までの間、市政が止まります。

永野氏の宣言どおり、12月25日に議会が解散し、市長も辞職となれば、全員一般市民となりますので、1月中は市長も議会もいない状態となります。新年互礼会、出初め式、成人式のお祝いでの不在も式典に水を差しますが、重要なのは、その期間に巨大地震など災害が起きれば、その対応が遅れ、被害が拡大する可能性があるということです。それが分かっている議会が決断するのは無責任極まりないことです。

7番、最後に、各議員が信念をもって本決議に臨んでいないことを明かします。

各議員は、永野氏の女性問題が発覚した11月28日以降でも、直接市長室へ行って怒りをあらわにしたことはありませんし、市長に直接会う場面でも、言葉遣いや所作から、へりくだっているように見えます。昨日の幹事長会で、私は不信任決議を審議するこの場にだけは永野氏を呼ぶべきだと提起しました。それは、市民も議会も辞めろの大合唱の中、どのような態度を取るか、

市民の目やテレビカメラの前で辱めを受けさせるべきだとの考えだとも説明しています。ところが、私以外の幹事長は、年長の幹事長の気の毒だの声に賛同し、市民の怒りとは差があるように見えます。

本決議の文面作成など仕切りは、最大会派の公明党がやっています。12月18日、公明党は一旦、本決議を年明けに延期すると各会派へ説明しています。問題なのは、このように公明党から言われたとき、ただの1人の議員も、それなら私だけでも12月20日に市民の怒りを届けるため、不信任決議を提出すると言った人がいないことです。これは、それだけ信念を持って取り組んでいないということです。

市民がと市民のせいにながら、はしごを外されれば尻込みするのが責任ある議員の姿勢でしょうかと、私は各議員を叱責しました。これは、市にとっての一大事の判断を他人任せにする、赤信号みんなで渡れば怖くないのような無責任な行動です。政治家は、市民からの大きな責任を負託されていると考えている私は、そこに賛同できませんし、1人であっても合理的判断と知恵をもって、説明のできる行動を取り続けたいと考えています。私の予想どおり永野市長再登板となって、1億円以上の選挙費用を無駄に使うのなら、市民に500円ずつでも配ったほうがよほど市民に喜ばれるでしょう。

これら7点の説明を、私は本市だけではなく、他市の何人もの政治家に説明し、自分の判断を確認してきました。当初、不信任決議を出すべきだと話していた政治家も、その考えを変えなかった人はいませんし、本市議会でもほぼ全ての議員は私の説明を理解し、そのとおりだと言います。では、なぜ私と異なる決断をしているのでしょうか。その理由は、政党から言われたとか、

市民という名のその議員の後援者が怒っていることだからこそ、どの議員も論理的に本決議を今出す必要性について説明できないんです。その証拠は、2人も反対討論し、私の反対理由はここにいる議員は耳にたこができるほど聞いているにもかかわらず、それを論破する賛成討論ができないことで示されています。

ダブル選挙となれば、議員は自分の選挙で手いっぱいとなりますので、市長候補の応援はできず、永野氏に有利になります。既に共産党、自民党の候補は名前が出ていますし、維新も出すとも聞いています。これも票が割れ、永野氏に有利です。

この間、血の涙を流して賛成の議員を止めてきましたが、今に至りました。本日の決議をもって岸和田市の民主主義は中断します。

再度申し上げます。市長選挙で永野氏に勝てる見込みのある候補がない今ではなく、時期をずらして確実に勝てる候補で永野氏を落選させるまで、しばし待つべきです。

以上の理由から、本決議には反対し、今後どのような結果になろうとも、胸を張って、この判断は間違っていないと言いつづけられると確信して、反対討論を終わります。

#### ○烏野隆生議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

討論なしと認めます。

これより市議案第3号を採決します。

この採決は記名投票をもって行います。

なお、本件は、地方自治法第178条の規定に基づき、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要



な特別多数議決が適用されます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

#### ○烏野隆生議長

ただいまの出席議員は、議長を含めて24人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は18人です。

なお、この特別多数議決は、私、議長も表決権を行使することとされておりますので、御了承をお願いします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

#### ○烏野隆生議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

#### ○烏野隆生議長

異状なしと認めます。

殿本議員より、登壇して投票することが困難であることを理由に、代理投票の申出がありましたので、これを認めます。

投票補助者に奥田議会事務局総務課長を指名します。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票用紙には一切記入せず、本件を可とすることに賛成の議員は白票を、反対の議員は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼と出席議員の確認を命じます。

(高井哲也事務局長点呼、各議員投票)

1 番 橘川亜紀議員

2 番 藤原豊和議員

3 番 中岡佐織議員

4 番 高比良正明議員

5 番 河合達雄議員

6 番 海老原友子議員

7 番 昼馬光一議員

8 番 倉田賢一郎議員

9 番 田中市子議員

11 番 反甫旭議員

12 番 宇野真悟議員

14 番 南加代子議員

15 番 井舎英生議員

16 番 友永修議員

17 番 西田武史議員

18 番 糸原佳一議員

19 番 岩崎雅秋議員

20 番 米田貴志議員

21 番 京西且哲議員

22 番 松本妙子議員

23 番 中井良介議員

24 番 岸田厚議員

10 番 殿本マリ子議員

13 番 烏野隆生議員

#### ○烏野隆生議長

私はこの席から投票いたします。

(議長議長席から投票)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○烏野隆生議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

#### ○烏野隆生議長

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩崎議員及び昼馬議員を指名します。

よって、両議員の立会いをお願いします。

(開票)

#### ○烏野隆生議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数 24票

これは、先ほどの議長を含む出席議員に符合しています。

そのうち、

賛成 20票

反対 4票

---

賛成（白票） 20票

3番 中岡 佐織

5番 河合 達雄

6番 海老原 友子

7番 昼馬 光一

9番 田中 市子

10番 殿本 マリ子

11番 反甫 旭

12番 宇野 真悟

13番 烏野 隆生

14番 南 加代子

15番 井舎 英生

16番 友永 修

17番 西田 武史

18番 糸原 佳一

19番 岩崎 雅秋

20番 米田 貴志

21番 京西 且哲

22番 松本 妙子

23番 中井 良介

24番 岸田 厚

反対（青票） 4票

1番 橘川 亜紀

2番 藤原 豊和

4番 高比良 正明

8番 倉田 賢一郎

---

本件の可決に必要な数は18票です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。（傍聴席で拍手する者あり）

御静粛をお願いします。

○烏野隆生議長

次に、日程第20、特定事件の継続調査申出についてお諮りします。

御配付しております別紙のとおり、議会運営委員会から特定事件の継続調査の申出がありましたので、この際、議会閉会中も継続して調査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○烏野隆生議長

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会に係る特定事件の調査に関しては、議会閉会中も継続して調査することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了されました。

連日にわたり重要諸議案を慎重に御審議賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第4回岸和田市議会定例会を閉会します。

午前11時36分閉会